

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、法第10条、気象業務法第13条、第14条の2による気象状況等の通知を受けたときから、必要に応じて洪水、津波又は高潮による危険が解消するまでの間、県下各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送、ダム又は水門の操作、水防活動、水防管理団体間の協力及び応援、水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用について実施の大綱を示したものである。

第2節 用 語 の 定 義

1 山形県水防本部

山形県における水防を総括するために設置し、本部事務局は、県土整備部河川課に常置する。

2 山形県水防本部長

山形県知事

3 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防事務組合もしくは水害予防組合をいう。（法第2条第2項）

4 指定水防管理団体

県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。
（法第4条）

5 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第3項）

6 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。（法第2条第5項）

7 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項等の組織及び運営に関する事項等を内容とする規約等を有しているもので水防管理者が指定した団体をいう。（法第36条第1項）

8 水防警報

国土交通大臣又は知事が指定した河川等について洪水、津波又は高潮によって災害が起るおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行ふ発表をいう。（法第2条第8項、第16条）

9 洪水予報

(1) 国の機関が行う洪水予報

気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときにその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が最上川、須川、鮭川及び赤川について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。

(2) 県が行う洪水予報

知事が、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。

(法第10条第1項・第2項、法第11条及び気象業務法第13条・第14条の2)

10 指定河川

国土交通大臣及び知事がそれぞれ水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川。

(法第16条)

11 水位周知河川（水位情報周知河川）

流域面積は比較的小さく洪水予報を行う時間余裕がない河川であつて、河川の水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項で規定される洪水特別警戒水位）に達したことを浸水想定区域の住民に周知することにより、水災時の被害軽減を図ることとした河川。国土交通大臣及び都道府県知事が指定する。（法第13条）

12 水防団待機水位（通報水位）

水防団が出動のために待機する水位。

13 氾濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）

水防団の出動の目安となる水位。

14 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位。

15 氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項で規定される洪水特別警戒水位）

市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位。

16 氾濫発生水位

市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位。

17 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

18 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。国土交通大臣及び都道府県知事が指定する。（法第14条）

第3節 水 防 責 任 等

1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。(法第3条の6)

2 水防管理団体の責任

その管轄区域内の水防を十分に果すべき責任を有する。(法第3条)

3 気象庁長官（山形地方気象台長）の責任

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣（東北地方整備局長）及び山形県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第10条の1)

4 国土交通大臣（東北地方整備局長）の責任等

(1) 本編 第3章 第1節 第1項 に掲載する河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、山形地方気象台長と共同して、その状況を水位又は流量を示して山形県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第10条第2項)

(2) 本編 第3章 第1節 第5項 に掲載する河川について、氾濫危険水位（法第13条で規定される洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して山形県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第13条第1項)

(3) 本編 第3章 第1節 第2項 に掲載する河川について、洪水により損害を生ずるおそれがあると認められたときは、水防警報を発し、山形県知事（水防本部長）に通知しなければならない。(法第16条)

(4) 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。(法第32条)

ア 当該災害の発生に伴い侵入した水の排除

イ 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

5 知事の責任

(1) 知事は洪水予報の通知及び水位が氾濫危険水位（法第13条で規定される洪水特別警戒水位）に達した旨の通知をうけた場合においては、直ちに関係のある水防管理者に、通知しなければならない。(法第10条第3項、法第13条第3項)

(2) 本編 第3章 第1節 第6項 に掲載する河川について、氾濫危険水位（法第13条で規定される洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第13条第2項)

(3) 国土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けたとき及び知事が指定した河川について水防警報をしたときは、水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。(法第16条)

6 量水標管理者（国、県）の責任

(1) 量水標の水位がこの計画に定める水防団待機水位（通報水位）を越えるときは、その水位の状況を、関係者に通報しなければならない。(法第12条第1項)

(2) 量水標の水位が氾濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）をこえるときは、水位状況をこの計画に定めるところにより公表しなければならない。(法第12条第2項)

7 通信施設の優先使用

水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を使用することができる。(法第27条)

8 一般住民の義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防のためやむを得ない必要があるときは、付近の住民を水防に従事させることができる。(法第24条)

9 県の水防計画書の公表

- (1) 山形県の水防計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは水防協議会の承認を得て、これを変更する。(法第7条4項)
- (2) 水防計画を変更したときはその要旨を県のホームページ等にて公表する。(法第7条第7項)

第4節 津波における留意事項

日本海では、津波の原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来することから、まずは水防団員自身の安全を確保しなければならない。

(参考)

津波防災地域づくりに関する法律に基づいて設定された「最大クラスの津波」における、主要海岸での「+20cmの津波の到達時間」及び「津波最高水位」は下記のとおりである。

市町名	地区名	+20cmの津波の 到達時間	津波最高水位	備考
鶴岡市	鼠ヶ関	8分	8.8m	鼠ヶ関川
酒田市	浜中	11分	10.4m	赤川
酒田市	宮野浦	10分	9.7m	最上川
酒田市	酒田港	8分	13.3m	新井田川
遊佐町	比子	9分	11.2m	日向川
遊佐町	吹浦	9分	12.5m	月光川

(出典)「山形県津波浸水想定・被害想定結果」(平成28年3月公表)

※詳細は出典元を参照。

第5節 安全配慮

水防活動に当たっては、洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全を確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

第6節 水防関係機関系統

